

パブリックコメントに対する対応表

資料4

| 資料 | ページ等 | 意見等 | 対応 | 対応方針 | 計画案上の位置付け | | 計画案への対応 |
|----|--|--|-----------|---|----------------------------------|------------------------------|---|
| | | | | | ページ等 | 記載内容 | |
| 1 | 資料4 計画案 P52(9) 県土保全 | <p>計画(案)のP52(9)県土保全・海岸堤防整備について、漁港海岸においても整備を実施しているが、重要業績指標の掲載がない。 事業の進捗を確認する意味からも、指標の掲載を要望する。 掲載方法は、計画全延長、現在の進捗、目標年次の距離数など建設海岸・港湾海岸と同様の記載内容が良いか考える。</p> | 【農林水産部】 | <p>【農林水産部】 漁港海岸整備について建設海岸・港湾海岸と表現方法を合わせて重要業績指標を記載します。</p> | 【農林水産部】 P52 施策分野ごとの推進方針(9) | 【農林水産部】 重要業績指標の記載なし。 | 【農林水産部】 (追記する) P52 重要行政指標の記載 <u>海岸堤防整備</u> (漁港海岸)(全3.2km)0.2km(H28)→3.2km(H31) |
| 2 | 資料4 計画案 P9 5 基本目標 6 事前に備えるべき目標 | <p>「Ⅰ. 人命の保護が最大限図られることⅡ. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることⅢ. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化Ⅳ. 迅速な復旧復興」 「1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る7. 制御不能な二次災害を発生させない8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する」件について、例えば経験ある知見を人々に情報共有することも大事ではあるが、AIロボットにあらゆる有効な知見を入れ困った時の支援ロボット(または端末)として、平常時は活躍してもらおう。 災害時は復旧や救助や維持をするための支援が行えるよう、AIロボットの有効活用に取り組むことで、本目標の達成のための支援が図れる(AIロボットでの知見の集積と災害時における支援が可能となるため)。</p> | 【防災危機管理部】 | <p>【防災危機管理部防災政策課政策班】 災害対策におけるAIロボットの活用については、実用段階にいたっておりませんので、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 位置づけなし。 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 |
| 3 | 資料4 計画案 P9 5 基本目標 6 事前に備えるべき目標 | <p>国と連携した、バックアップセンター構想により、県内の災害時のインフラ整備も強化されると考える(東京湾エリアで直下型震災など発生した場合、首都の機能を一部肩代わりできる情報管理対策機能を新設する。また、海外からの支援を依頼する場合も海と空港を備えた千葉に設置することも可能となる)。 国と共同で、充実したオペレーションセンターが設置できるのではないかとと思われる。</p> | 【防災危機管理部】 | <p>【防災危機管理部防災政策課政策班】 千葉県の計画なので、首都機能のバックアップについては考えておらず、国の国土強靱化基本計画で規定すべき内容と考えておりますので、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 位置づけなし。 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 |

| 資料 | ページ等 | 意見等 | 対応 | 対応方針 | 計画案上の位置付け | | 計画案への対応 |
|----|------------|--|---|--|--|---|---------|
| | | | | | ページ等 | 記載内容 | |
| 4 | 資料4 計画案 | P25 (道路施設の老朽化対策) (道路の法面対策) (道路橋梁の耐震化) | 【県土整備部】 道路施設の適切な維持管理におけるシステムの導入については、ご意見をいただいた柏市も含め、他の自治体の状況などを参考にさせていただきながら、検討してまいります。 | 【県土整備部】 P25 プログラムごとの推進方針 2-1 | 【県土整備部】 (道路施設の老朽化対策) ○ 道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。 (道路の法面対策) ○ 道路の防災、震災対策として緊急輸送道路を含む国道・県道の法面対策を着実に推進する。また、法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う。 (道路橋梁の耐震化) ○ 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁の耐震化を着実に推進する。 | 【県土整備部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 | |
| 5 | 資料4 計画案 | P46 (都市) | 【県土整備部】 土地区画整理事業は、道路や緑地及び公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を主たる目的としています。現在施行中の事業については、火災延焼のシミュレーションは行っていません。 | 【県土整備部】 P39 プログラムごとの推進方針 7-1 | 【県土整備部】 (延焼防止等に資する緑地の確保) 災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる緑地や公園用地の確保について面的に行う土地区画整理事業を促進する。 | 【県土整備部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 | |
| 6 | 資料4 計画案 | P33 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | 【防災危機管理部消防課】 石油コンビナート災害に対する関係機関との合同訓練は、石油コンビナート等防災計画に基づき、事業所、共同防災組織、海上保安部、関係消防機関、県警及び県が合同で毎年8月に訓練を実施しています。ここ数年は自衛隊が訓練に参加していませんが、過去には合同で訓練を実施したこともあります。訓練の実施にあっては、関係機関の意見を聞きながら実施します。 | 【防災危機管理部消防課】 P33 プログラムごとの推進方針 5-3 | 【防災危機管理部消防課】 (石油コンビナート合同訓練・情報共有の実施) ● 石油コンビナートには、基幹産業が集積し、エネルギーサプライチェーンの観点からも重要であるから、関係機関による防災訓練を実施し減災を図る。 | 【防災危機管理部消防課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 | |

| | 資料 | ページ等 | 意見等 | 対応 | 対応方針 | 計画案上の位置付け | | 計画案への対応 |
|---|------------|------------------|--|-----------|--|---|--|---|
| | | | | | | ページ等 | 記載内容 | |
| 7 | 資料4 計画案 | P30 3-2総合防災訓練の実施 | (総合防災訓練の実施)について、現在までの結果を分析しているのか。 引き続き継続とあるが、継続していくことで改善していくべきと思われる(訓練時での課題を整理、解決することで運用がスムーズにいくと思われる。訓練等では人力だけでなくシステムの力を借りて実施することが有効と考えている)。 | 【防災危機管理部】 | 【防災危機管理部危機管理課】 総合防災訓練・図上訓練の実施については、訓練実施後に評価・課題・改善点の整理を行っており、それを今後の訓練に反映させるよう努めています。このことから、意見のとおり対応しているため、計画案の記載内容の修正はしません。 | 【防災危機管理部危機管理課】 P30 プログラムごとの推進方針 3-2 | 【防災危機管理部危機管理課】 (総合防災訓練の実施) ○ 総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)など、応急対応能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。 | 【防災危機管理部危機管理課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。 |
| 8 | 資料4 計画案 | P10 1想定するリスク | 千葉県では「東京ディズニーリゾートやアウトレットモールなどの大規模集客施設を多数抱える」とあるが、外からの来訪者に関する特別な対策、対応は計画されているのか。 想定される大災害では来訪者への対応が人命確保に繋がると思われる(来訪者に対する特別な対策、対応は事前に考えておくことが必要と思われ、訓練等もそのことを想定して行うべきと考えた。来訪者が多く、その対策が急務と思われるため)。 | 【防災危機管理部】 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 千葉県では、市町村や鉄道事業者等に対し、帰宅困難者等対策協議会を設立し、これら関係機関が一体となり主要駅周辺における混乱防止に取り組むよう促してきたところであり、この協議会において大規模集客施設の事業者も参加しており、帰宅困難者の対策訓練を実施するなど、災害発生時の各機関の役割や連携の確認等に努めております。 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 P28 プログラムごとの推進方針 2-5 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 (総合的な帰宅困難者対策の検討・実施) ○ 帰宅困難者対策については、九都県市や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。 ○ 公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。 ○ 九都県市や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る。 | 【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 計画に位置付けているため。 |